

令和2年2月28日

報道機関各位

音楽教室訴訟原告および弁護団  
音楽教育を守る会

音楽教室訴訟 東京地裁判決について  
(東京地裁平成29年(ワ)第20502号、同第25300号)

音楽教室事業者249名および個人の音楽教師2名が原告となり、JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)に対して、「音楽教室における演奏については著作物使用にかかわる請求権がない」ということの確認を求めた訴訟について、本日、東京地方裁判所において、原告らの請求をいずれも棄却するとの判決が言い渡されました。

これまで、音楽教室のレッスンにおける演奏については演奏権が及ばないということ強く主張してまいりましたが、誠に遺憾ながら、原告団の主張は認められませんでした。これから、判決文の内容を弁護団とともに十分に確認し、控訴に向けて準備を進めて参ります。まずは、3月4日に臨時総会を開催し、控訴の方針を決議し、改めてその結果をお伝えいたします。

※令和2年3月5日(木)10時より、司法記者クラブにて記者会見を予定しております。

「音楽を学ぼうとする生徒が、楽器を弾けるようになるために行う毎回の練習や、生徒の上達をサポートするために教師がお手本を示すことについてまで著作物使用料が発生するというのは、社会一般の感覚とあまりにかけ離れているのではないか。」

原告団は、このような素朴な疑問から、音楽教室のレッスンからの徴収に反対の意を示し、本件訴訟の提起に至りました。

音楽教育に関わる多くの方々が、我々と同じ疑問を持たれており、JASRAC

Cによる音楽教室からの徴収の動きに反対する署名活動では、約57万筆のご賛同をいただきました。

著作権法上、演奏権が及ぶのは、「公衆に直接聞かせることを目的」とした演奏に限定されています（著作権法22条）。

1名の教師と1名または数名の生徒で行われるレッスンでの演奏が、「公衆」に対する演奏であるとは到底考えられません。

また、生徒が練習のためにする演奏や、教師がお手本を示すための演奏が「公衆に直接聞かせることを目的」とした演奏であるとも考えられません。

従来の裁判例では、カラオケスナックでの歌唱やカラオケボックスでのカラオケ装置の再生演奏について、事業者による演奏権侵害が認められていますが、カラオケの事案と、音楽教室で音楽を学ぶために生徒がする演奏とは、演奏の態様も目的も全く異なるのですから、両者は同じに扱われるべきではありません。

JASRACは、音楽教室のレッスンで行われる演奏について、受講料収入の2.5%の使用料の徴収をしようとしています。そのレッスンで使用されるテキストや教材に対してはすでに著作物使用料を支払っています。さらにそのレッスン成果を公に発表する場（発表会）でも使用料を支払っています。さらにレッスン時の演奏についてまで使用料を徴収することは、日本の音楽教育を担う音楽教室事業を衰退させ、日本の音楽文化の発展を阻害する重大な問題です。

真に音楽文化の発展を考えるのであれば、教育の場で生徒が学習のためにする演奏であることや、民間の音楽教室における音楽教育の重要性について十分な配慮がなされなければなりません。それが音楽の裾野を広げ、ひいては権利者のみなさまの利益にかなうこととなるはずです。

原告団は、日本の音楽教育および将来の音楽文化の発展を守るべく、引き続き、音楽教室のレッスンにおける演奏については演奏権が及ばないことを強く主張してまいります。

以 上